

# **その1**

## **第2次飯山市環境基本計画とは**

## 第2次飯山市環境基本計画の概要

### 1 計画の目的

第2次飯山市環境基本計画は、飯山市環境基本条例に掲げられた4つの基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

### 飯山市環境基本条例における基本理念

#### 基本理念1 環境の恵みの享受と将来の世代への継承

環境を良好なものとして維持することが私たちの健康で文化的な生活に欠かせないものであることから、①健全で恵み豊かな環境を享受すること、②この環境が将来にわたって維持されること、の2点が確保されるよう環境の保全及び創造に積極的に取り組む必要があります。

#### 基本理念2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

市民の生活基盤を確保するためには、今後とも活発な社会経済活動が行われる必要がありますが、一方では、環境への負荷を増大させることにもなります。市民・事業者・市が、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方そのものを環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとする必要があります。

#### 基本理念3 地球環境保全への取り組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たちの日常生活にもその原因があり、市民生活に密着した問題となっています。個人、地域の環境保全への取り組みが地球環境の保全を図る上での前提であることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に結びつくよう取り組む必要があります。

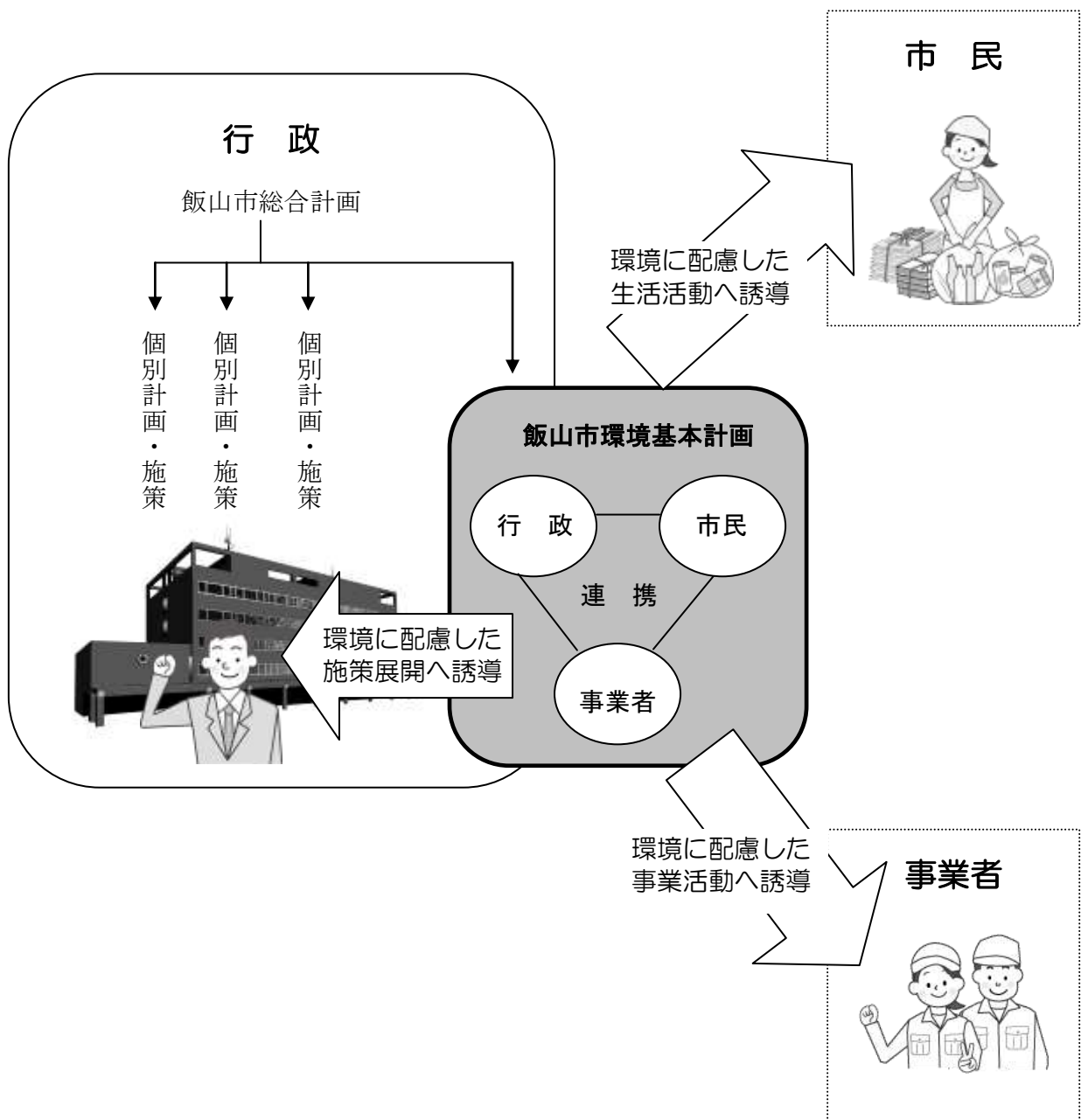
#### 基本理念4 市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

上記の基本理念を実現していくためには、市民・事業者・市が環境に対する理解を深め、何を成すべきかを自覚し、それぞれの適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

## 2 計画の役割

本計画は、飯山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮などを定める環境行政のマスタープランです。また市政の基本方針を示す「総合計画基本構想」と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び創造に関する施策や事業、環境に影響を及ぼすおそれのある施策や事業は、この計画との整合を図っていくこととします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。

### 4 望ましい環境像

本計画が目指す「望ましい環境像」は下記のとおりです。

#### 飯山市の望ましい環境像

私たち市民は、このまちを

- ・ おいしい水やきれいな空気に満ち、  
“健康で安心して住み続けられるまち” にしていきます。
- ・ 多様な生き物たちと共生し、  
“ふるさとの自然が守り育てられていくまち” にしていきます。
- ・ 歴史の趣きと静かなたたずまいを大切にし、美しい山河に囲まれた、  
“四季の変化にとけ込んだまち” にしていきます。
- ・ 雪の利活用など自然を活かし、市民一人ひとりが資源を大切にする  
“循環型の暮らしを実践するまち” にしていきます。
- ・ 自然と遊び、自然から学び、身近な環境や地球環境問題を意識して、  
“市民が主体的に活動していくまち” にしていきます。

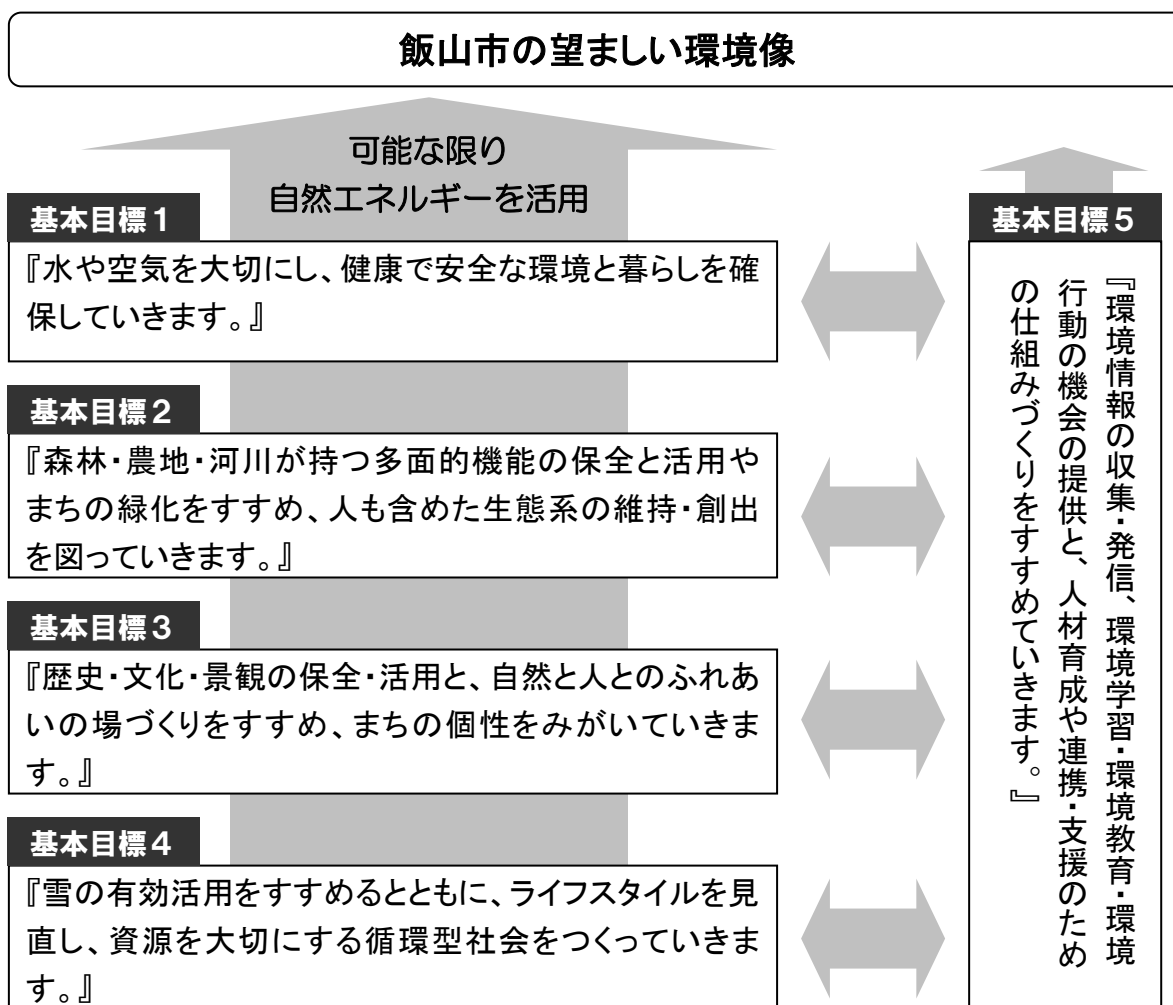
10年後の望ましい環境像を  
目指すにあたり

飯山の「豊かな自然の恵み」を活かした  
『自然エネルギー活用による持続可能な地域づくり』を軸に  
基本目標及び個別目標達成に向けた取り組みを推進する

## 5 基本目標相互の関係

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を展開していくこととします。

5つの基本目標については、基本目標1から4と基本目標5を連携してすすめることで、望ましい環境像の実現を図っていきます。



## 6 個別目標と環境施策

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を次のとおり展開していくこととします。

### 基本 目標

# 1

「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

#### 個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。

〈水環境の保全〉

①生活排水の適正処理を推進します

②きれいな河川や湖沼を守ります

③良好な水辺環境の形成に取り組みます

④水質の監視体制等を充実します

#### 個別目標 1-2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

〈水循環機能の確保〉

①安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。

②水の有効利用を推進します。

③水資源の保全対策に取り組みます。

#### 個別目標 1-3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

〈公害の防止〉

①公害の防止に対する指導、啓発等を推進します。

②公害の発生を未然に防止します。

③地球温暖化の防止対策を推進します。

④測定・監視、相談体制を整備充実します。

#### 個別目標 1-4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。

〈安心して暮らせる環境の確保〉

①災害の発生防止対策を推進します。

②日常生活における環境への配慮に取り組みます。

③事業活動における環境への配慮に取り組みます。

個別目標  
1-5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪、放射能対策をすすめ、安全な環境に  
していきます。 <安全な環境の確保>

①有害物質等の発生状況等を把握します。

②排出抑制対策を推進します。

③安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

④放射能汚染対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。

基本  
目標 2

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、  
人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。」

個別目標  
2-1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切にし、色々な工夫と人とのかか  
わりで保全・活用を図っていきます。 <森林・農地・河川の多面的機能の活用>

①多面的機能の維持・活用を推進します。

②中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。

③森林地域の整備を推進します。

④体系的な施策による保全を図ります。

個別目標  
2-2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出してい  
きます。 <生物の多様性の確保>

①生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。

②生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。

③自然環境の調査、研究等を推進します。

個別目標  
2-3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。  
<人と自然とのふれあいの創出>

①自然とのふれあいの場づくりを推進します。

②自然との共存意識の向上に取り組みます。

個別目標  
2-4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめてい  
きます。 <自然環境保全制度の充実>

①規制的制度による自然環境保全対策を推進します。

②環境への影響に関する評価手法を導入します。

**基本  
目標**

**3**

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

**個別目標  
3-1**

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいていきます。  
〈歴史的・文化的環境の保全〉

①歴史・文化的環境の保全と活用を推進します。

②個性ある“まち”の創出に取り組みます。

**個別目標  
3-2**

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。  
〈良好な景観の形成〉

①良好な景観形成へ誘導します。

②景観形成に対する意識の啓発を推進します。

**個別目標  
3-3**

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩道づくりなどを市民の参加で  
すすめていきます。  
〈豊かな緑の保全と創出〉

①公園緑地の整備と創出を推進します。

②ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

**個別目標  
3-4**

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのある  
まちづくりをすすめていきます。 〈ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進〉

①地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

②人にやさしいまちづくりに取り組みます。

③環境に配慮した土地利用を推進 します。



基本  
目標

4

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、  
資源を大切に作る循環型社会をつくっていきます。」

個別目標  
4-1

雪害対策を強化するとともに、克雪・親雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。  
〈雪害対策と雪の活用〉

- ①雪に強いまちづくりを推進します。
- ②雪を味方にした暮らし方を工夫し推進します。
- ③雪エネルギーの研究や活用に取り組みます。

個別目標  
4-2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。  
〈資源・エネルギーの有効利用〉

- ①省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。
- ②自然エネルギー、未利用エネルギーの研究と活用に取り組みます。

個別目標  
4-3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。  
〈環境保全活動の促進〉

- ①環境美化活動を促進します。
- ②環境保全意識の啓発と指導を推進します。
- ③不法投棄防止対策を推進します。
- ④地球環境にやさしい活動に取り組みます。

個別目標  
4-4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。  
〈循環型社会を意識したライフスタイルの形成〉

- ①ごみの排出抑制を推進します。
- ②ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。
- ③ごみに関する情報の提供等を推進します。

個別目標  
4-5

不用品の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。  
〈リサイクル(3R)の推進と適正処理〉

- ①ごみの減量化のための取り組みを推進します。
- ②資源物の回収と再生利用を推進します。
- ③ごみ処理施設の計画的な維持管理・整備を推進します。
- ④廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

**基本  
目標**

**5**

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

**個別目標  
5-1**

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。〈環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信〉

①環境教育・環境学習を推進します。

②環境情報の収集と発信に取り組みます。

**個別目標  
5-2**

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。〈自然学習の促進〉

①自然学習の場の充実と創出に取り組みます。

②学習体制を整備します。

**個別目標  
5-3**

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。〈人材育成・支援のための仕組みづくり〉

①人材の育成を推進します。

②環境行動への取り組みに対する支援を推進します。

**個別目標  
5-4**

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。〈持続的な環境行動の促進〉

①連携のとれた体制づくりに取り組みます。

②環境評価の実施に取り組みます。

**個別目標  
5-5**

環境を考え行動する市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。〈環境を考え行動する市民会議の設立〉

①環境を考え行動する市民会議を設立します。

②市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。

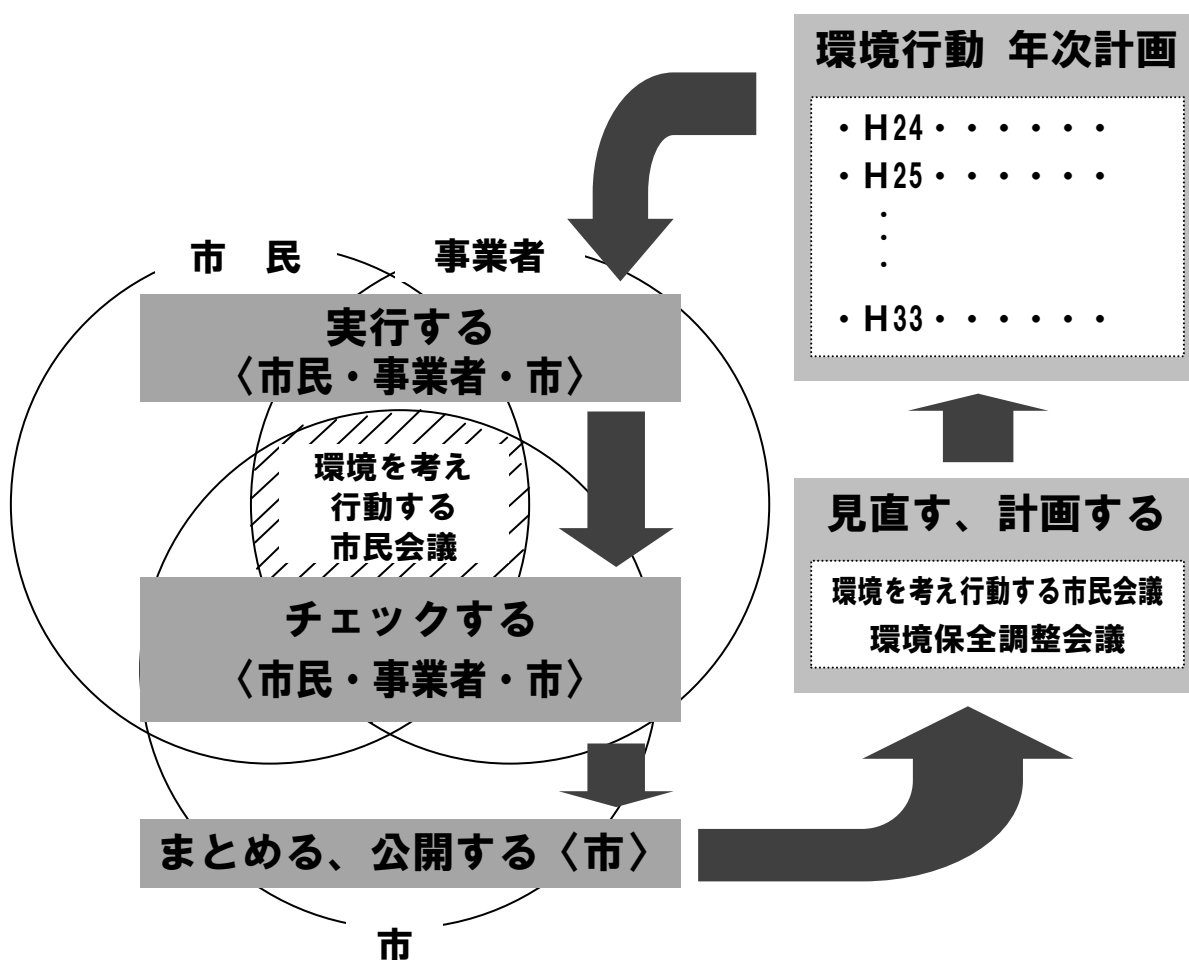
## 7 計画の進行管理の仕組み

### (1) 進行管理の方法

進行管理は、市民、事業者、行政の各主体が行動した成果をそれぞれがまとめ、広く公開し、意見を求めます。そして、市民・事業者等の環境行動体制としての「環境を考え行動する市民会議」と市内組織の「環境保全調整会議」により評価し、見直すべきものは再検討して本年度の年次報告と次年度の計画書として取りまとめていきます。なお、進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムのPDCA(※)の手順を取り入れていくものとします。

年次計画書により、次年度の環境行動がスタートしますが、しっかりと進行管理をしていく必要があります。

※PDCA…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。①Plan(計画)→②Do(実行)→③Check(評価)→④Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を行うこと。



### (2) 進行管理の推進体制

「環境を考え行動する市民会議」は、市民・事業者等が主体となった自発的な組織とし、環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発活動のほか、市民・事業者・行

政がそれぞれの活動の成果を報告し、話し合いや連携を図る場としていきます。また、市民・事業者や市が行う環境施策の評価・検討や、地域やグループ、学校、事業者それぞれの環境行動を推進する役割を担います。

将来、「環境を考え行動する市民会議」はNPO等の自主組織として育っていくことが期待されますが、当面は、行政の環境担当部署が事務局として組織の運営、庁内の環境行動と連携していくものとします。

